資　料　3－2
練馬区基本構想審議会
平成 20 年 6 月 20 日

分野別の個別計画②

Ⅳ　だれもが快適に暮らすために
～環境まちづくり分野～

個別計画シート

計画名	練馬区みどりの基本計画		
1　策定年月	平成10年8月	2　計画期間(目標年次)	平成30年（2018年）
3　改定の予定	平成20年度		

4　根拠法令・上位計画等

都市緑地法
練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例

5　計画の対象とする分野・政策（政策番号・政策名）

Ⅵ　だれもが快適に暮らすために
41　みどり豊かなまちをつくる

6　計画の位置付け・性格

都市緑地法第4条に基づき、都市における緑地の適正な保全および緑化の推進に関する措置を総合的かつ計画的に実施するために策定するものである。
具体的には緑地保全と緑化推進に関する基本方針と目標、施策、都市公園の整備方針などを定めるものである。

7　計画の主な内容（計画の目標・めざす状態、基本理念・基本方針、主要な取り組み等）

計画の目的・目標・めざす状態

区民みんなで「みどりと水が育むまちふるさとねりま」を実現します。
目標水準　区民一人あたりの公園面積6．0㎡
　　緑被率30％

基本理念・基本方針、主要な取り組み等

1　区民みんなでみどりを愛し育みます（21の施策：普及啓発事業の拡充・みどりの協定の拡充・みどりの機構およびみどりの基金の創設など）
2　みどりと水のネットワークをつくります（34の施策：5つの系によるネットワークづくり・拠点公園整備など）
3　ふるさとのみどりを継承します（9の施策：郷土景観保全地区の指定・拠点の整備など）
4　身近なみどりをひろげます（27の施策：生け垣化の推進・道路緑化の推進・みどりのリサイクルの推進など）

その他

他に、都市公園の配置方針・生産緑地地区の保全の方針・風致地区の保全の方針・特別緑地保全地区の保全の方針・緑化重点地区の方針を策定しています。

個別計画シート

計画名	練馬区みどり30推進計画		
1　策定年月	平成18年12月	2　計画期間(目標年次)	平成48年
3　改定の予定	おおむね5年後に見直し		

4　根拠法令・上位計画等

練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例
練馬区みどりの基本計画

5　計画の対象とする分野・政策（政策番号・政策名）

Ⅵ　だれもが快適に暮らすために
41　みどり豊かなまちをつくる

6　計画の位置付け・性格

みどりの基本計画の目標である緑被率30%の実現に向けた、アクションプランであり、10ヵ年の基本的な考え方と5ヵ年の取り組み事業を明確にしたもの

7　計画の主な内容（計画の目標・めざす状態、基本理念・基本方針、主要な取り組み等）

計画の目的・目標・めざす状態

区・区民・事業者の協働により緑被率30%の実現を目指す

基本理念・基本方針、主要な取り組み等

1　民有地のみどりを守り増やします。
2　公共のみどりを増やしていきます。
3　みどりと共生する、うるおいのある豊かな住環境を確保します。

主要取り組み
1区立学校のみどりを増やす（校庭の芝生化など）
2公共施設のみどりを増やす（屋上緑化など）
3道路河川などの連続するみどりを増やす
4公園を増やす
5宅地のみどりを増やす（助成制度の拡充など）
6農地を守る（都市型農業経営支援事業など）
7樹林を守る（郷土景観保全地区の指定など）

その他

個別計画シート

計画名	練馬区環境基本計画2001－2010（改定計画）		
1　策定年月	平成13年2月策定（19年9月改定）	2　計画期間(目標年次)	平成13年度～平成22年度 平成19年度～平成22年度（改定計画期間）
3　改定の予定	平成22年度		
4　根拠法令・上位計画等			
	練馬区環境基本条例　第9条		
5　計画の対象とする分野・政策（政策番号・政策名）			
	Ⅳ　だれもが快適に暮らすために 42　環境にやさしいまちをつくる		
6　計画の位置付け・性格			
	環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画		
7　計画の主な内容（計画の目標・めざす状態、基本理念・基本方針、主要な取り組み等）			
	計画の目的・目標・めざす状態		
	(練馬区がめざす望ましい環境像) 環境へのやさしさが育む　循環・共生のまち　ねりま		
	基本理念・基本方針、主要な取り組み等		
	練馬区がめざす望ましい環境像を達成するために、以下の4つの取り組み方針を設定している。 (1)みどりや水と共生する、調和のとれた美しいまち (2)安全で健康的な生活環境のまち (3)資源やエネルギーを大切に使う循環のまち (4)みんなで循環・共生を進めるまち		
	その他		
	可能であれば環境指標を設定し、進捗管理を行う。		

個別計画シート

計画名	練馬区地球温暖化対策地域推進計画		
1　策定年月	平成20年度策定予定	2　計画期間(目標年次)	平成20年度～平成24年度
3　改定の予定	平成24年度（予定）		
4　根拠法令・上位計画等			
	地球温暖化対策の推進に関する法律　第20条		
5　計画の対象とする分野・政策（政策番号・政策名）			
	Ⅳ　だれもが快適に暮らすために 42　環境にやさしいまちをつくる		
6　計画の位置付け・性格			
	京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定		
7　計画の主な内容（計画の目標・めざす状態、基本理念・基本方針、主要な取り組み等）			
	計画の目的・目標・めざす状態		
	未定		
	基本理念・基本方針、主要な取り組み等		
	未定		
	その他		

個別計画シート

計画名	練馬区環境学習推進計画		
1　策定年月	平成20年3月	2　計画期間(目標年次)	平成20年度～22年度
3　改定の予定	練馬区環境基本計画に合わせて改定		

4　根拠法令・上位計画等

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律
練馬区環境基本条例
練馬区環境基本計画2001-2010（改定計画）

5　計画の対象とする分野・政策（政策番号・政策名）

Ⅳ　だれもが快適に暮らすために
42　環境にやさしいまちをつくる

6　計画の位置付け・性格

練馬区環境基本条例および環境都市練馬区宣言に示された望ましい環境像の実現に向けたもの

7　計画の主な内容（計画の目標・めざす状態、基本理念・基本方針、主要な取り組み等）

計画の目的・目標・めざす状態

練馬区の環境学習・環境教育のあり方や区民、事業者、区の担うべき役割を明らかにし、区民、事業者、区民・事業者の団体、学校、行政などあらゆる領域における「持続可能な社会のための教育」への移行をめざす。

基本理念・基本方針、主要な取り組み等

環境に関する知識や技術をもつ区民・事業者等と区の協力による環境情報の普及および環境学習の推進を図るため、6つの取り組み項目を設定
（1）環境について自らの問題として学ぶ機会、場の提供
（2）環境学習・環境教育のためのプログラムづくり
（3）環境学習・環境教育を担う人材の育成と活動の場の拡充
（4）環境学習に関わる組織や個人の連携・協力の仕組みの強化拡充
（5）環境学習のための拠点整備と活用
（6）「持続可能な社会のための教育」への基礎づくり

その他

個別計画シート

計画名	練馬区水辺ふれあい計画2001-2010		
1　策定年月	平成13年4月策定（20年1月改定）	2　計画期間(目標年次)	平成13年度～平成22年度 平成19年度～平成22年度（改定計画期間）
3　改定の予定	平成23年度以降については、内容を見直し、改定予定		

4　根拠法令・上位計画等
練馬区環境基本条例 練馬区環境基本計画2001-2010（改定計画）

5　計画の対象とする分野・政策（政策番号・政策名）
Ⅳ　だれもが快適に暮らすために 41　みどり豊かなまちをつくる 42　環境にやさしいまちをつくる

6　計画の位置付け・性格
・練馬区に「うるおい」と「やすらぎ」をもたらすとともに、人と生きものが共存できる水辺環境づくりを進めていく方向を示した基本計画 ・環境基本計画の水環境分野に関する計画

7　計画の主な内容（計画の目標・めざす状態、基本理念・基本方針、主要な取り組み等）
計画の目的・目標・めざす状態
・豊かな水量のきれいな水が流れ、豊かな植生と多様な水辺の生きものが生息する水辺 ・水にふれ・遊び・憩い、良好な景観を眺め、歴史や文化にふれながら散策することができる水辺
基本理念・基本方針、主要な取り組み等
(1)区民に親しめる水辺の整備を行う。 (2)区民との協働で、区内の動植物を調査し、練馬区版レッドデータブック（絶滅危惧種に関する資料）等の自然環境指標を作成する。 (3)5年を1サイクルとして、5年ごとに調査を実施し、自然環境の変化を把握する。 (4)GIS（地理情報システム）等を援用して、自然環境の状況について随時区民に周知を図る。
その他
事業の推進ついては、これまで以上に関連部署との連携が必要になるので、庁内の連絡会等の組織を整備して、情報の共有化を図る必要がある。

個別計画シート

計画名	練馬区第2次一般廃棄物処理基本計画		
1　策定年月	平成18年3月	2　計画期間(目標年次)	平成32年度
3　改定の予定	概ね5年毎または、諸条件に大きな変動があった時		

4　根拠法令・上位計画等

・廃棄物の処理および清掃に関する法律
・練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例

5　計画の対象とする分野・政策（政策番号・政策名）

Ⅳ　だれもが快適に暮らすために
43　循環型社会をつくる

6　計画の位置付け・性格

まちづくり施策の基本方向として「練馬区新長期計画」、環境分野として「練馬区環境基本計画」の下位計画と位置づけている。

7　計画の主な内容（計画の目標・めざす状態、基本理念・基本方針、主要な取り組み等）

計画の目的・目標・めざす状態

●区民・事業者・区がそれぞれの役割を果たし、協働することにより、次世代に良好な地球環境と限りある資源を残し、みどりに恵まれた練馬区に人と環境が共生する安全で安心なまちをつくる。

●　”ごみ半減”を合い言葉に、ごみの減量を進めるまちをめざす。

基本理念・基本方針、主要な取り組み等

ごみ半減に向けた推進戦略として
（1）ごみ分別の徹底に取り組む。
（2）プラスチック類の発生抑制の推進と適正処理を進める。
（3）中長期的な視点から、区民・事業者・区の連携を進め、生活スタイル・事業活動の転換を図る。

その他

数値目標として
（1）前期目標
平成22年度までには、平成16年度より1人1日当たりのごみ量を100g削減する。
（2）中後期目標
平成32年度までには、平成16年度より1人1日当たりのごみ量を200g削減する。

個別計画シート

計画名	練馬区リサイクル推進計画		
1　策定年月	平成18年3月	2　計画期間(目標年次)	平成22年度
3　改定の予定	平成20年度		

4　根拠法令・上位計画等

練馬区リサイクル推進条例
練馬区環境基本計画2001－2010

5　計画の対象とする分野・政策（政策番号・政策名）

Ⅳ　だれもが快適に暮らすために
43　循環型社会をつくる

6　計画の位置付け・性格

・練馬区環境基本計画2001－2010のリサイクル分野の個別計画
・練馬区第2次一般廃棄物処理基本計画の行動計画

7　計画の主な内容（計画の目標・めざす状態、基本理念・基本方針、主要な取り組み等）

計画の目的・目標・めざす状態

●区民・事業者・区がそれぞれの役割を果たし、協働することにより、次世代に良好な地球環境と限りある資源を残し、みどりに恵まれた練馬区に人と環境が共生する安全で安心なまちをつくる。

基本理念・基本方針、主要な取り組み等

●練馬区リサイクル推進条例第2章第1節に規定された「リサイクルの方針」を基本方針とする。
●施策体系の柱として以下の3本を立てている。
（1）発生抑制の推進　　－　ごみを生み出さない社会をめざす
（2）リサイクルの推進　　－　多様なリサイクルシステムの構築をめざす
（3）参画と協働体制の推進　－　取り組みの輪の広がりをめざす

その他

個別計画シート

計画名	練馬区都市計画マスタープラン		
1　策定年月	平成13年3月（全体構想） 平成15年6月（地域別指	2　計画期間(目標年次)	平成13年度から32年頃
3　改定の予定	策定後10年を目途に、地域別まちづくりの進捗状況や社会経済状況等に応じて、適切な時点で見直しを行う。		

4　根拠法令・上位計画等

（根拠法令）
都市計画法第18条の2、練馬区まちづくり条例第4条

5　計画の対象とする分野・政策（政策番号・政策名）

Ⅳ　誰もが快適に暮らすために
44　地域特性に合ったまちづくりを進める

6　計画の位置付け・性格

本計画は、練馬区のまちづくりの総合指針であり、練馬区まちづくり条例では「区のまちづくり計画」として位置付けている。このため、都市計画の基本方針であると同時に、住民等が主体となって行うまちづくりの指針という性格を併せもっている。
また本計画は、東京都の広域的な都市計画の方針（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等）および練馬区基本構想を踏まえて策定されており、練馬区長期総合計画とも調整を図っている。

7　計画の主な内容（計画の目標・めざす状態、基本理念・基本方針、主要な取り組み等）

計画の目的・目標・めざす状態

（計画の目標）　平成32年ごろ（平成13年策定の全体構想からおおむね20年）を展望し、練馬区の目標とするまちの将来像を具体的にわかりやすく提示するとともに、その将来像を実現するための、仕組みや考え方等を明確にすること。
（目標・目指す状態）区が目標とするまちの将来像「だれもが　安心して　快適に　暮らせるまち、地域コミュニテイを大切にした　活力のあるまち」

基本理念・基本方針、主要な取り組み等

本計画は、全体構想と地域別指針から構成されている。全体構想は練馬区全体のまちづくりの理念や基本的な考え方を示しており、地域別指針は区内を7つの地域に分け、まちづくりの情報や課題を整理し、まちづくりの方向性を示している。
（基本理念）
（1）都市基盤の整ったまちを目指すとともに、現在のまちを大切にし、必要に応じて修復を加えながらだれもが暮らしやすい、安全・健康・うるおいのまちをめざします。
（2）地域コミュニティを大切にした、生き生きとした活力のあるまちをめざします。
（3）まちづくりにおける住民等と区の役割の明確化を図るとともに、住民参加を基本としたまちづくりを行います。

その他

本計画は、まちづくりを進めるうえでの考え方や方針を示すものである。長期総合計画や中期実施計画の見直し、個別事業の事業化の際に、本計画に示された内容を反映していくことになる。

個別計画シート

計画名	（仮称）練馬区景観計画		
1　策定年月	平成22年度策定予定	2　計画期間(目標年次)	平成23年度（施行）～
3　改定の予定			
4　根拠法令・上位計画等			
	（根拠法令） 景観法（平成16年法律第110号）		
5　計画の対象とする分野・政策（政策番号・政策名）			
	Ⅳ　誰もが快適に暮らすために 44　地域特性に合ったまちづくりを進める		
6　計画の位置付け・性格			
	（仮称）練馬区景観計画および（仮称）練馬区景観条例を策定することにより、うるおいやゆとりのある景観づくりを行う。		
7　計画の主な内容（計画の目標・めざす状態、基本理念・基本方針、主要な取り組み等）			
	計画の目的・目標・めざす状態		
	（計画の目標） 未定		
	基本理念・基本方針、主要な取り組み等		
	（基本方針） 未定		
	その他		
	計画の策定にあたり東京都との協議期間を半年以上要するため、施行は平成23年度としている。		

個別計画シート

計画名	練馬区都市交通マスタープラン		
1　策定年月	平成20年3月	2　計画期間(目標年次)	平成20年度～平成40年度
3　改定の予定	平成25年度までを「短期」、32年度までを「中期」、40年度までを「長期」に区分し、段階的に各施策を実施するとともに、節目に検証を行い、必要に応じて見直しを行う。		
4　根拠法令・上位計画等			
	・公共公益施設利用促進バス運行協定（各年度、路線毎に締結） ・エイトライナー促進協議会 ・東京都踏切対策基本方針 ・都市計画法 ・練馬区生活幹線道路の整備に関する要綱		
5　計画の対象とする分野・政策（政策番号・政策名）			
	Ⅳ　だれもが快適に暮らすために 46　良好な交通環境をつくる すべての分野・政策		
6　計画の位置付け・性格			
	都市交通マスタープランは、練馬区新長期計画を上位計画とする交通に関する基本計画で、交通に関する施策や目標達成時期を明らかにするものです。		
	計画の目的・目標・めざす状態		
	区民生活の向上に資する交通網の実現をめざす		
	基本理念・基本方針、主要な取り組み等		
	（基本理念） ・高齢者・障害者を含むすべての区民の生活向上に資する交通環境を実現するために、上位計画や関連する他の計画を勘案し、交通マスタープランの基本理念を「だれもが快適に移動できる交通環境を目指して」と定めた。 （基本的な考え方） Ⅰ移動しやすさの向上　Ⅱにぎわいの向上　Ⅲ安全性の向上　Ⅳ環境負荷の低減 上記四つの基本的な考え方を元に、9項目の基本目標と23項目の施策を設定した。 （主要な取り組み等） ・基本理念を実現するために、基本的な考え方等を踏まえ3つの重点ﾃｰﾏ設定 重点ﾃｰﾏ1　公共交通の空白地域における移動しやすさの向上 重点ﾃｰﾏ2　駅周辺での交通環境の改善 重点ﾃｰﾏ3　移動困難者に対する移動機会の向上		
	その他		
	目標達成時期を見据えた上で、取り組み期間を「短期」「中期」「長期」に区分し、段階的に各施策を実施する。		

個別計画シート

計画名	練馬区福祉のまちづくり総合計画		
1　策定年月	平成18年3月	2　計画期間(目標年次)	平成18年度～22年度
3　改定の予定	平成22年度に計画の見直しを予定		

4　根拠法令・上位計画等

（根拠法令）　なし
（上位計画）　練馬区新長期計画
（関連法令・計画）　バリアフリー法、東京都福祉のまちづくり条例、都市計画マスタープラン、住宅マスタープラン、地域福祉計画、障害者計画、次世代育成支援行動計画、高齢者保健福祉計画、等

5　計画の対象とする分野・政策（政策番号・政策名）

重点課題4　障害者や高齢者が暮らしやすい福祉のまちをつくります
21　地域で福祉を支える
45　生活しやすいまちをつくる
46　良好な交通環境をつくる

6　計画の位置付け・性格

（位置づけ）　本計画は、新長期計画の分野別計画と位置づけられ、都市計画マスタープラン、住宅マスタープラン等とハード面で連携するとともに、地域福祉計画や障害者計画等とソフト面で連携する。

（性格）　区民と区の協働で策定し、区民と区の協働で推進する。

7　計画の主な内容（計画の目標・めざす状態、基本理念・基本方針、主要な取り組み等）

計画の目的・目標・めざす状態

（計画の目的）　ノーマライゼーションの考え方を基本理念とし、福祉のまちづくりを実現するための考え方と区・区民・事業者それぞれの責務を明確にし、総合的かつ計画的な推進を図る。
(キーワード)権利の尊重、社会参加の拡大
（目標とする将来像)「ずっと住みたいやさしいまち　＜安心・らくらく・便利＞」

基本理念・基本方針、主要な取り組み等

安全で快適な歩行者空間を確保するため、福祉のまちづくりモニター制度を活用し交差点の歩道について以下の二点の整備・改良を区民と協働で行う。
・視覚障害者誘導用ブロックの設置
・勾配や段差の見直し
また大規模な道路整備の際は合わせて電線類を地中化することにより、歩行者空間の質を向上させ地域の景観にも配慮した魅力ある町並みを形成する。

その他

個別計画シート

計画名	練馬区住宅マスタープラン		
1　策定年月	平成13年3月	2　計画期間(目標年次)	平成13年度～平成22年度
3　改定の予定	平成22年度改定予定、計画期間は次期長期計画と整合させる方向で検討する。		

4　根拠法令・上位計画等

住生活基本法
地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備に関する特別措置法
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する法律
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法
高齢者の居住の安定確保に関する法律

5　計画の対象とする分野・政策（政策番号・政策名）

Ⅳ　だれもが快適に暮らすために
47　安心して生活できる住まいづくりを進める

6　計画の位置付け・性格

本計画は、練馬区長期総合計画を上位計画とする住宅・住環境に関する基本計画であり、地域高齢者住宅計画を内包するとともに、まちづくりや福祉等に関する計画における住宅・住環境に関する分野と整合を図ったものである。

7　計画の主な内容（計画の目標・めざす状態、基本理念・基本方針、主要な取り組み等）

計画の目的・目標・めざす状態

（目的）
区の住宅施策における将来展望に立ち、国や都の住宅政策や区の関連計画との整合を図りながら、住宅施策の基本理念と目標、住宅施策の展開、住宅市街地の整備方針、計画の実現に向けた推進体制などを明らかにするものです。

基本理念・基本方針、主要な取り組み等

（基本理念）
「すべての区民が、快適な住環境の下で、豊かな住生活を享受できる住宅に、住み続けられる」ように、まちづくりと連動して、住宅づくり、住環境づくりを進めます。
（基本目標）
1　ゆとりある住まいづくりの実現
2　区民のだれもが安心していきいきと暮らせる住まいとまちづくりの実現

その他

個別計画シート

計画名	練馬区総合治水計画		
1　策定年月	平成2年6月	2　計画期間(目標年次)	21世紀初頭
3　改定の予定	東京都の各流域における流域対策基本方針の策定(20年度末予定)にあわせ、本計画を見直す。		

4　根拠法令・上位計画等

「新河岸川(白子川)流域整備計画」(昭和57年8月策定)
「東京都区部中小河川総合治水暫定計画」
・神田川流域の総合的な治水対策暫定計画(平成元年5月策定)
・石神井川流域の総合的な治水対策暫定計画(平成元年12月策定)
「東京都集中豪雨対策基本方針」(平成19年8月策定)

5　計画の対象とする分野・政策(政策番号・政策名)

Ⅳ　だれもが快適に暮らすために
45　生活しやすいまちをつくる

6　計画の位置付け・性格

新河岸川流域整備計画(白子川流域)および東京都区部中小河川総合治水暫定計画(神田川流域、石神井川流域)に基づき策定された計画である。
区民の安全と財産を水害から守るため、総合的な治水対策の推進により、段階的、計画的に治水水準の向上を図る。

7　計画の主な内容(計画の目標・めざす状態、基本理念・基本方針、主要な取り組み等)

計画の目的・目標・めざす状態

(基本目標)
練馬区の治水水準を、将来、1時間あたり降水量100mm程度の降雨に対処することとする。
1時間あたり100mm降雨に対しては、河川・下水道等の治水施設により90mm、流域対策により10mm対処する。

基本理念・基本方針、主要な取り組み等

(治水施設)
・治水施設の整備については、東京都・国等、関係機関に整備実施の要請を行う。

(流域対策)
・敷地面積300㎡以上の公共施設および開発区域500㎡以上の民間施設への雨水浸透マスなど雨水流出抑制施設設置の指導
・敷地面積500㎡未満の宅地への雨水流出抑制施設設置に対する助成

その他

個別計画シート

計画名	練馬区自転車利用総合計画		
1　策定年月	平成12年5月	2　計画期間(目標年次)	平成22年度(計画期間)
3　改定の予定	平成22年度		

4　根拠法令・上位計画等

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(以下、自転車法という)
練馬区自転車の適正利用に関する条例(以下、条例という)
練馬区都市交通マスタープラン(平成20年3月策定)

5　計画の対象とする分野・政策(政策番号・政策名)

Ⅳ　だれもが快適に暮らすために
46　良好な交通環境をつくる

6　計画の位置付け・性格

自転車法や条例に基づく、自転車等の駐車対策を中心とした自転車の適正利用のための総合計画である。

7　計画の主な内容(計画の目標・めざす状態、基本理念・基本方針、主要な取り組み等)

計画の目的・目標・めざす状態

自転車を都市における基礎的な交通手段として明確に位置づけ、他の交通手段とのバランスの取れた利用を図るとともに、自転車の適正利用を推進することを目的としている。

基本理念・基本方針、主要な取り組み等

目的達成に向けて、自転車駐車場の計画的な整備、放置自転車対策の強化、自転車の利用ルールの周知・徹底などの従来からの対策に加え、自転車の適正な利用を地域交通体系に係わる問題として捉えなおし、駅ごとに「徒歩・自転車・バス」の適正な交通分担率を定めている。

その他

本計画に基づき、自転車駐車場の整備、放置自転車撤去の強化を着実に実施してきたため、放置自転車の台数は確実に減少している。

個別計画シート

計画名	第8次練馬区交通安全計画		
1　策定年月	平成19年2月	2　計画期間(目標年次)	平成22年度
3　改定の予定	平成22年度		

4　根拠法令・上位計画等

練馬区新長期計画

5　計画の対象とする分野・政策（政策番号・政策名）

Ⅳ　だれもが快適に暮らすために
46　良好な交通環境をつくる

6　計画の位置付け・性格

練馬区新長期計画の交通安全分野における補助計画

7　計画の主な内容（計画の目標・めざす状態、基本理念・基本方針、主要な取り組み等）

計画の目的・目標・めざす状態

計画目標
〇各年における交通事故件数および死傷者数をいずれも前年以下に減少させること

基本理念・基本方針、主要な取り組み等

以下の重点施策を中心に各種施策を総合的に推進することにより、安全で安心して暮らせる都市・練馬区の実現を目指す。

①高齢者の交通事故の防止
②自転車の安全利用の推進
③二輪車の交通事故の防止

その他

上記の重点施策に加え、次の施策を実施する。
1　道路交通環境の整備、2　交通安全意識の普及・徹底、3　交通規制等の推進、4　交通事故発生時等の対策

個別計画シート

計画名	練馬区耐震改修促進計画		
1　策定年月	平成19年3月	2　計画期間(目標年次)	平成19年度～27年度
3　改定の予定	平成22年3月（3年ごとの見直し）		

4　根拠法令・上位計画等

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）

5　計画の対象とする分野・政策（政策番号・政策名）

Ⅳ　だれもが快適に暮らすために
45　生活しやすいまちをつくる
47　安心して生活できる住まいづくりを進める

6　計画の位置付け・性格

建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第7項に基づく計画であり、東京都耐震改修促進計画および練馬区地域防災計画との整合を図っている。

7　計画の主な内容（計画の目標・めざす状態、基本理念・基本方針、主要な取り組み等）

計画の目的・目標・めざす状態

区内の住宅および建築物の耐震化を促進することにより都市の防災性を高め、震災から区民の生命および財産を守ることを目的とする。
平成27年度までに耐震化率を区立施設は100%、民間建築物は90%を目指す。

基本理念・基本方針、主要な取り組み等

耐震化を促進するため、総合的な観点から取り組んでいく。
・耐震化に係る啓発
　パンフレットを全世帯に配布し耐震化を促す。
・建築物の所有者への指導・指示等
・耐震改修等に対する支援
　耐震診断および耐震改修工事等に係る助成事業をおこなう。

その他